平成２６年（フ）第４９０号
埼玉県春日部市牛島222番地５
破産者　ジェイティ有限会社
１　決定年月日　平成27年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第２７０号
山梨県北杜市大泉町西井出1098番地
破産者　有限会社大野建設
１　決定年月日　平成27年２月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６号
宮城県登米市石越町南郷字新田201番地４
破産者　華泉株式会社
１　決定年月日　平成27年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２６年（フ）第８号
宮城県気仙沼市岩月寺沢214番３
破産者　有限会社福和運輸
１　決定年月日　平成27年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２６年（フ）第１４５号
神奈川県茅ヶ崎市萩園3147番地１
破産者　東海電業株式会社
１　決定年月日　平成27年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４３７号
横浜市中区本牧町２丁目288番地ニューパース本牧304号室
破産者　有限会社アイル・カンパニー
１　決定年月日　平成27年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４３８号
横浜市中区伊勢佐木町６丁目140番地
破産者　合名会社ポートウインド
１　決定年月日　平成27年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７３２号
横浜市港北区新横浜２―11―５川浅ビル４Ｆ
破産者　株式会社ラウンド横浜
１　決定年月日　平成27年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７６２号
横浜市神奈川区栗田谷13―22
破産者　株式会社ノア・エンジニアリング
１　決定年月日　平成27年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８３９号
高知市中久万303番地
破産者　株式会社スカイ・インフォシステムズ
１　決定年月日　平成27年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３１号
静岡県御前崎市御前崎4468番地
破産者　株式会社イムテック
１　決定年月日　平成27年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５４７号
静岡市駿河区中吉田16番31号
破産者　清算会社有限会社田中兄弟印刷
１　決定年月日　平成27年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１号
鳥取県鳥取市徳尾132番地１
破産者　株式会社だいそう
１　決定年月日　平成27年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６４２号
広島市安佐北区小河原町226番地の39
破産者　有限会社ＶＩＳＩＯＮ
１　決定年月日　平成27年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第４８３号
北九州市小倉北区寿山町３番26号　山門アパート２Ｆ４号、前住所北九州市小倉北区寿山町１番60―301号
破産者　成田　陽子
１　決定年月日　平成27年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４９２号
北九州市戸畑区菅原４丁目１番10―45号
破産者　塩川　貢志
１　決定年月日　平成27年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４９４号
北九州市若松区花野路１丁目２番５号、開始決定時の住所北九州市小倉北区神岳１丁目１番19―405号
破産者　佐々木淳一
１　決定年月日　平成27年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６０７号
北九州市八幡西区萩原２丁目３番２―204号、住民票上の住所北九州市八幡西区幸神２丁目９番４―203号
破産者　小田　直正
１　決定年月日　平成27年２月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１９１５号
札幌市西区宮の沢３条３丁目９番11号　ノール宮の沢202号
破産者　横岡　秀則
１　決定年月日　平成27年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９５２号
札幌市厚別区大谷地西１丁目５番30―301号
破産者　松本　由昭
１　決定年月日　平成27年２月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部